

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業
マテリアルリサイクル推進施設

入札説明書

令和3年1月

山辺・県北西部広域環境衛生組合

目次

第1 用語の定義.....	1
第2 入札説明書の位置付け.....	3
第3 事業の概要.....	4
1. 事業名.....	4
2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類.....	4
3. 公共施設等の管理者.....	4
4. 事業目的.....	4
5. 本事業対象施設の概要.....	4
6. 事業方式.....	6
7. 事業期間.....	6
8. 事業期間終了後の措置.....	6
9. 事業の対象となる業務範囲.....	6
10. 事業者の収入.....	7
11. 事業者の募集及び選定の手順(予定).....	8
12. 関係法令等の遵守.....	8
第4 入札者の参加に関する要件等.....	9
1. 応募者の条件.....	9
2. 運営事業者の設立に関する要件.....	11
第5 応募者の審査及び落札者の選定.....	13
1. 審査の機関.....	13
2. 落札者の決定方法.....	13
第6 入札手続等.....	15
1. 入札手続き.....	15
2. 入札に関する担当部署等.....	20
3. 契約手続き.....	20
第7 提出書類及び作成要領.....	22
1. 一般的事項.....	22
2. 入札参加資格審査申請書類.....	22
3. 入札辞退時届.....	22
4. 事業提案書類.....	22
第8 本事業に関する提示条件等.....	26
1. 事業者の収入.....	26
2. 本組合が適用を予定している交付金について.....	26
3. 保険.....	26
4. 想定されるリスクの分担.....	26
5. 業務の委託等.....	27
6. 地元への配慮.....	27
7. 事業の継続が困難となった場合の措置.....	27
8. 本組合による本事業の実施状況の監視.....	27

入札説明書添付資料

入札説明書添付資料-1	事業実施場所.....	28
入札説明書添付資料-2	事業実施区域.....	28
入札説明書添付資料-3	① 事業スキーム図（案）.....	29
入札説明書添付資料-3	② 事業スキーム図（案）.....	30
入札説明書添付資料-4	業務範囲分担表.....	31
入札説明書添付資料-5	対価の支払方法について.....	33
1.	対価の構成.....	33
2.	対価の算定方法.....	33
3.	対価の支払い方法.....	34
4.	運營業務委託費の改定.....	35
入札説明書添付資料-6	モニタリング及び対価の減額について.....	38
1.	モニタリング目的.....	38
2.	要求水準を保つための措置.....	38
3.	モニタリングの方法.....	39
4.	業務の改善についての措置.....	39
入札説明書添付資料-7	リスク分担.....	41

第1 用語の定義

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 (マテリアルリサイクル推進施設) 入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

No.	用語	定義
1	本組合	山辺・県北西部広域環境衛生組合をいう。
2	本事業	(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 (マテリアルリサイクル推進施設) をいう。
3	マテリアルリサイクル推進施設	本事業において設計・建設され、運営されるマテリアルリサイクル推進施設の工場棟、管理棟 (啓発施設を含む) のほか、計量棟、洗車場、駐車場、構内通路、防災調整池、植栽、門扉等の事業実施区域内の設備、建築物及びその附帯設備を含めていう。
4	本施設	マテリアルリサイクル推進施設をいう。
5	啓発施設	本施設のうち、啓発業務のための設備、部屋、スペース等の総称をいう。
6	啓発事業	主にごみ処理事業に関する啓発のため、啓発施設において行う展示、各種プログラムの実施、イベント開催等の業務をいう。
7	工場棟	マテリアルリサイクル推進施設の内、ごみ処理に関する建屋及びプラント等をいう。
8	プラント	本施設におけるごみ処理に必要な全ての設備 (機械設備、電気設備及び計装設備等) を総称していう。
9	建築物等	本施設のうちプラントを除く設備及び建築物を総称していう。
10	DBO方式	Design (設計)、Build (建設)、Operate (運営) を民間事業者に一括して委ねる事業手法をいう。
11	PFI方式	PFI法に基づく事業方式をいい、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る方式をいう。
12	PFI法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成11年法律第117号) をいう。
13	事業者	本組合と本事業の基本契約を締結する者をいう。落札者の構成企業及び運営事業者で構成される。
14	建設事業者	本組合と建設工事請負契約を締結する者で、本施設の設計・建設を担当する者をいう。
15	運営事業者	本組合と運営・維持管理業務委託契約を締結する者で、本施設の運営・維持管理を担当する者をいう。
16	建設JV	本施設の建設業務について、一定の要件を満たす企業によって設立する共同企業体をいう。本施設のプラントの設計・建設を行う者が代表となる共同企業体 (自主結成) とし、本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計並びに建築物等の建設を行う者以外の者は参画することは出来ない。
17	特別目的会社	本施設の運營業務の実施のみを目的として設立される株式会社 (SPC) をいう。
18	応募者	本事業の入札手続きに参加する企業グループをいう。
19	代表企業	入札手続きにおいて応募者の代表を務める者をいう。
20	協力企業	応募者のうち、代表企業以外の企業をいう。ただし、SPCを設立する場合においては、建設業務又は運營業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行わない企業をいう。
21	構成員	SPCを設立する場合において、建設業務又は運営・維持管理業務を担当する企業のうち、運営事業者に出資を行う企業をいう。
22	落札者	応募者の中から本事業を実施するとして、本組合が選定する者をいう。
23	事業契約/特定事業契約	基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の総称をいう。
24	事業実施区域	本事業を実施する区域をいう。

No.	用語	定義
25	入札説明書等	本事業の入札公告に際して公表する入札説明書、要求水準書、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営・維持管理業務委託契約書（案）、落札者決定基準等の書類をいう。
26	基本協定	事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等に関する基本的事項等について、本組合と落札者の間で締結される協定をいう。
27	基本契約	事業者の本事業を発注するための基本的事項について、本組合と落札者で締結する契約をいう。
28	建設工事請負契約	本事業の設計及び建設の実施のために、基本契約に基づき、本組合と建設事業者が締結する契約をいう。
29	運営・維持管理業務委託契約	本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、本組合と運営事業者が締結する契約をいう。
30	建設業務	本事業のうち、本施設の設計・建設に係る業務をいう。
31	運営業務	本事業のうち、本施設の運営・維持管理に係る業務をいう。
32	要求水準書	事業者に対し要求する必要最小限の業務の範囲、実施条件、業務内容等の水準を示したものをいう。
33	要求水準書 建設業務編	本事業における建設業務に係る要求水準書をいう。
34	要求水準書 運営・維持管理業務編	本事業における運営業務に係る要求水準書をいう。
35	要求水準	要求水準書等に規定される、本施設が備えるべき性能及び機能等をいう。

第2 入札説明書の位置付け

山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「本組合」という。）は、（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業（マテリアルリサイクル推進施設）（以下「本事業」という。）について「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の規定に準じたDBO方式で実施するため、令和2年10月30日に「（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設 実施方針」を公表した。

本入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のための総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）に適用されるものであり、本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等については、本入札説明書による。

また、以下の別添資料1から7示す資料は、本入札説明書と一体であり、総称して「入札説明書等」という。

応募者は、入札説明書等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

- ・別添資料1 （仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設
要求水準書 第Ⅰ編 建設業務編
- ・別添資料2 （仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設
要求水準書 第Ⅱ編 運営・維持管理業務編
- ・別添資料3 （仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設
落札者決定基準
- ・別添資料4 （仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設
基本協定書（案）
- ・別添資料5 （仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設
基本契約書（案）
- ・別添資料6 （仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設
建設工事請負契約書（案）
- ・別添資料7 （仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設
運営・維持管理業務委託契約書（案）

第3 事業の概要

1. 事業名

(仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 (マテリアルリサイクル推進施設)

2. 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 マテリアルリサイクル推進施設
種類 一般廃棄物中間処理施設

3. 公共施設等の管理者

山辺・県北西部広域環境衛生組合 管理者 並河 健

4. 事業目的

山辺・県北西部広域環境衛生組合 (以下「本組合」という。) は、県の政策を受けて、大和高田市、天理市、山添村、三郷町、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町及び河合町の2市7町1村から構成され、平成28年4月に設立した。

本事業は、天理市、山添村、安堵町、川西町、三宅町、上牧町、広陵町 (以下「7市町村」という。) が、既存施設の老朽化及び運営に伴うさまざまな財政負担を削減するため、地元のご理解とご協力の下、広域化処理として新ごみ処理施設 (マテリアルリサイクル推進施設) (以下「本施設」という。) の整備を行うものである。新施設の整備にあたっては、広域化による行政効率の向上、ごみ資源の有効活用 (発電、再資源化等) などを図り、安定的なごみ処理の継続の確保及び防災拠点としての整備を目的に広域化を目指すことになった。

本施設においては、高性能、最新鋭のごみ処理施設とすることはもちろん、建設予定地の立地条件、環境との調和、公害の防止、安全性及び機能性を考慮し、かつ、維持管理の容易な施設の建設を図るものである。また、施設管理要員、施設運転要員にとって、安全かつ衛生的で働きやすい労務環境を確保できるものとする。

5. 本事業対象施設の概要

本施設の概要を表1に示す。また、建設予定地及び事業実施区域は、「入札説明書添付資料-1 事業実施場所」及び「入札説明書添付資料-2 事業実施区域」に示すとおりである。

表1 本施設の概要

名称：マテリアルリサイクル推進施設
建設予定地：奈良県天理市櫛本町3246番1 外41筆 (入札説明書添付資料-1 事業実施場所 を参照)
事業実施区域面積：約1.6 ha [*] (全区域面積：約 2.2 ha)

マテリアルリサイクル推進施設	工場棟	<p>1) 構成施設：不燃ごみ・粗大ごみ処理施設、プラスチック処理施設、ペットボトル、びん、缶、ストックヤード</p> <p>2) 処理対象物</p> <p>ア 不燃ごみ・粗大ごみ</p> <p>イ プラスチック製容器包装</p> <p>ウ ペットボトル</p> <p>エ びん</p> <p>オ 缶</p> <p>カ 紙類</p> <p>キ 古着</p> <p>ク 小型家電</p> <p>ケ 有害ごみ：電池類、蛍光灯類、温度計類</p> <p>3) 処理方式：破碎、選別、圧縮・梱包、保管等</p> <p>4) 施設規模</p> <p>ア 不燃ごみ・粗大ごみ 13.7 t/5h×1系列 (不燃ごみ；9.1t/5h) (粗大ごみ；4.6t/5h)</p> <p>イ プラスチック製容器包装 4.1t/5h×1系列</p> <p>ウ ペットボトル 1.3t/5h</p> <p>エ びん 3.0t/5h</p> <p>オ 缶 1.4t/5h</p> <p>カ スtockヤード</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>紙類</td><td>38.7m³/日 (271m³/7日)</td></tr> <tr><td>古着</td><td>2.3m³/日 (17m³/7日)</td></tr> <tr><td>小型家電</td><td>4.7m³/日 (33m³/7日)</td></tr> <tr><td>有害ごみ</td><td>0.1m³/日 (1m³/7日)</td></tr> </table> <p>5) その他の要件</p> <p>ア 見学通路を用いて普及啓発を行うための設備（フリーマーケットを行えるスペースの確保、ピクチャーレールの設置等）</p>	紙類	38.7m ³ /日 (271m ³ /7日)	古着	2.3m ³ /日 (17m ³ /7日)	小型家電	4.7m ³ /日 (33m ³ /7日)	有害ごみ	0.1m ³ /日 (1m ³ /7日)
	紙類	38.7m ³ /日 (271m ³ /7日)								
	古着	2.3m ³ /日 (17m ³ /7日)								
小型家電	4.7m ³ /日 (33m ³ /7日)									
有害ごみ	0.1m ³ /日 (1m ³ /7日)									
管理棟 啓発施設	<p>1) 主な施設概要</p> <p>ア 啓発施設：啓発活動用多目的スペース、図書コーナー、各種啓発設備、会議室、運営事業者事務室、受付、書庫等</p> <p>イ 本組合事務所、局長室等</p> <p>管理棟と啓発施設は一体で整備し、マテリアルリサイクル推進施設と同じ敷地に別棟で設置するものとする。</p>									
関連施設	<p>1) 主な施設概要</p> <p>計量棟、洗車場、駐車場、構内通路、防災調整池、植栽、門扉等</p> <p>なお、啓発施設への動線と搬入車両動線とを分けて、啓発施設用の駐車場を設ける。</p>									

※隣地民家が移転された場合、都市計画区域の変更を行うため、約0.1ha増加。

6. 事業方式

本事業における施設の整備・運営はDBO方式により実施する。

落札者として選定された企業グループは、建設事業者として本施設の建設業務を行う。

さらに、落札者は、25年間の運営期間にわたって、本施設の運営業務を実施するものとする。ただし、特別目的会社（運営事業者）設立の有無については提案による。

また、啓発事業の実施に関する契約期間は供用開始から5年間とし、6年目以降の啓発事業の受託者は、供用開始後5年目に選定する。なお、管理棟・啓発施設（本組合事務所、局長室、組合更衣室、湯沸室を除く。）の維持管理は6年目以降も運営事業者が行う。

本事業における事業スキームの例を「入札説明書添付資料-3 ①、② 事業スキーム（案）」に示す。

7. 事業期間

事業期間は次のとおりとする。

- 1) 設計・建設期間 : 事業契約締結日から令和7年4月末まで
- 2) 運営期間 : 令和7年5月から令和32年4月まで（25年間）

※ただし、啓発事業の実施に関する契約期間は令和7年5月から令和12年4月までの5年間とする。

8. 事業期間終了後の措置

本施設では、供用開始後約50年間にわたって使用することを前提として建設業務及び運営業務を行うこととする。

また、事業者は、事業期間終了時に本施設を本組合の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保つこととする。本施設の事業期間終了時の措置について、運営開始後21年目（令和27年5月以降）から、本組合及び事業者は協議を開始すること。啓発事業については、運営開始4年目（令和10年5月以降）から、事業期間終了時の措置について本組合と協議する。また、事業者は引き継ぎに関して協力すること。

9. 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「入札説明書添付資料-4 業務範囲分担表」及び「別添資料1（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設 要求水準書 第I編 建設業務編」、「別添資料2（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設 要求水準書 第II編 運営・維持管理業務編」に示すとおりとする。

1) 事業者が行う業務

① 本施設の設計に関する業務

ア 本施設の設計（エネルギー回収型廃棄物処理施設の見学者向け説明用調度品のアドバイス含む。）

イ 本組合が提示する調査結果以外に必要となる事前調査

ウ 既存施設（テニスコート、グラウンド等）の解体設計

エ 本組合の循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）申請支援

オ その他許認可申請支援

カ 本施設の設計のセルフモニタリング

キ 宅地造成の許可申請（全区域）

② 本施設の建設に関する業務

ア 本施設の建設（エネルギー回収型廃棄物処理施設の見学者向け説明用調度品のアドバイス含む。）

- イ 既存施設（テニスコート、グラウンド等）の解体撤去
- ウ 建設工事に係る許認可申請等
- エ 本施設の建設のセルフモニタリング
- オ 開発行為及び宅地造成に係る造成工事（全区域）
- ③ 本施設の運営に関する業務
（マテリアルリサイクル推進施設）
 - ア 受付業務
 - イ 運転管理業務
 - ウ 維持管理業務
 - エ 情報管理業務
 - オ 環境管理業務
 - カ 防災管理業務
 - キ 保安・清掃業務
 - ク 周辺住民等対応業務
 - ケ 可燃・不燃残渣の運搬（エネルギー回収型廃棄物処理施設まで。）
 - コ 有価物の引き渡し（引き取り業者への引き渡しについて、貯留及び積み込みまでは事業者の業務範囲とする。）
 - サ マテリアルリサイクル推進施設の運営セルフモニタリング
 - シ その他これらに附帯関連する業務
(啓発施設)
 - ス 受付業務
 - セ 維持管理業務（稼働時に整備されている備品のうち、固定式のもの（移動できないもの）以外の設備）
 - ソ 事前申込者に対する見学対応（エネルギー回収型廃棄物処理施設の案内を含む。）
 - タ 啓発業務（環境学習の支援、ワークショップの開催等）
 - チ 啓発施設の運営セルフモニタリング
 - ツ その他管理棟・啓発施設運営に必要な業務

2) 本組合が行う業務

- ① 本施設の設計・建設に関する業務
 - ア 用地の確保
 - イ 住民対応
 - ウ 本施設の交付金申請手続
 - エ 本施設の設計・建設モニタリング
 - オ その他これらを実施する上で必要な業務
- ② 本施設の運営に関する業務
 - ア 住民対応
 - イ 運営モニタリング
 - ウ 本施設への一般廃棄物等の搬入
 - エ 有価物等の引取企業の確保
 - オ その他これらを実施する上で必要な業務

10. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

- 1) 本施設の建設業務に係る対価
本組合は、本施設の建設業務の対価として、施設整備費を建設業者に支払う。
- 2) 本施設の運営業務に係る対価

本組合は、本施設の運營業務の対価として、運營業務費を運營業業者に支払う。
有価物の売却益等が発生した場合は本組合へ帰属する。

11. 事業者の募集及び選定の手順(予定)

本事業における事業者の募集及び選定手順は、表2のとおりを予定している。

表2 事業者の募集及び選定スケジュール

内 容	日 程
1 入札公告及び入札説明書等の公表・交付	令和3年1月8日(金)
2 現地視察受付期限	令和3年1月14日(木)
3 現地視察の実施予定	令和3年1月18～22日(月～金)
4 第1回入札説明書等に関する質問受付期限 (入札参加資格に関する質問)	令和3年1月27日(水)
5 第1回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和3年2月8日(月)
6 入札参加資格審査書類受付期限	令和3年2月24日(水)
7 入札参加資格審査結果の通知・応募者名の交付	令和3年3月5日(金)
8 第2回入札説明書等に関する質問受付期限 (入札参加資格以外に関する質問)	令和3年3月17日(水)
9 第2回入札説明書等に関する質問回答の公表	令和3年3月31日(水)
10 対面的対話の事業概要書及び確認事項の受付期限	令和3年4月7日(水)
11 対面的対話	令和3年4月12～16日(月～金)
12 対面的対話の確認事項に対する回答の公表	令和3年4月23日(金)
13 事業提案書の受付期限	令和3年6月30日(水)
14 基礎審査に係る修正要望(修正指示)	令和3年7月14日(水)
15 修正提案書の受付	令和3年7月28日(水)
16 基礎審査結果通知	令和3年8月4日(水)
17 事業者ヒアリング	令和3年9月6～12日(月～日)
18 落札者決定の通知及び公表	令和3年9月22日(水)
19 基本協定締結	令和3年10月上旬
20 事業契約仮契約締結 (SPCを設立する場合は特定事業仮契約締結)	令和3年11月上旬
21 契約議案の本組合議会議決	令和3年12月上旬
22 契約本契約	令和3年12月上旬

※ 上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を公表する。

12. 関係法令等の遵守

本組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)をはじめ、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第4 入札者の参加に関する要件等

1. 応募者の条件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。建設業務、運營業務の実施にあたっては、以下に示す応募者の構成等で規定するものはもとより、本組合圏域内の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、本組合圏域内に本社がある事業者を積極的に活用すること。

1) 応募者の構成等

- ① 応募者は、建設業務、運營業務を実施する予定の複数の企業で構成される企業グループとする。
- ② 応募者の企業グループの中から「2)②ア 本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件」をすべて満たす1者を「代表企業」として定めるとともに、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- ③ 代表企業は、構成7市町村の住民等を対象とした雇用に配慮すること。
- ④ 企業グループの構成メンバーの変更は認めない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 企業グループの構成メンバーは、他の応募者の構成メンバーとなることはできない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではない。
- ⑥ 企業グループの構成メンバーのいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表企業、協力企業となることは認めない。「資本関係又は人的関係のある者」とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ。）。

ア 資本関係がある場合

以下のa)又はb)のいずれかに該当する2者の場合。

a) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条4号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

以下のa)又はb)のいずれかに該当する2者の場合。なお、以下でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成14年法律第154号）第67条第1項又は民事再生法（平成11年法律第225号）第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他落札者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

- ⑦ その他上記⑥のア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者についても他の応募者の構成員又は協力企業となることはできない。
- ⑧ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

2) 応募者等の参加資格要件

① 共通の参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、構成員又は協力企業となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 本組合の構成7市町村のいずれかの入札参加資格者名簿（令和元・2年度）に登録されていない者

ウ 本組合の構成7市町村のいずれかの指名停止措置を受けている者

エ 廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- オ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- カ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- キ 会社法第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
- ク 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- ケ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- コ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- サ 本組合が準用する7市町村それぞれの暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が所属している者
- シ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- ス 本組合が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のある者
 - ・新ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定発注支援業務 受託者
株式会社エックス都市研究所
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

② 各業務を行う者の要件

応募者は、本事業の建設及び運営の各業務を行う者として、以下のアからウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

ア 本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う者の要件

建設事業者のうち本施設のプラントの設計・建設及び建築物等の設計を行う企業は、少なくとも主たる業務を行う1社が以下の要件を全て満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- (ウ) 本組合の構成7市町村のいずれかの競争入札参加資格者名簿（令和元・2年度）の清掃施設工事の登載者であること。
- (エ) 以下に示す要件をすべて満たす廃掃法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設のDBO方式又はPFI方式による竣工実績が過去10年間で1件以上有すること。
 - a) マテリアルリサイクル推進施設で同一敷地内の処理設備能力の合計が15t/日以上であること。
 - b) 手選別ラインが1系列以上あること。
- (オ) 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

イ 本施設の建築物等の建設を行う者の要件

建設事業者のうち本施設の建築物等の建設を行う企業は、構成員又は協力企業とし、少なくとも主たる業務を担う1社は(ア)、(イ)及び(ウ)を満たす企業であること。

- (ア) 本組合の構成7市町村のいずれかの競争入札参加資格者名簿（令和元・2年度）の建築一式工事の登載者であること。
- (イ) 建設業法第3条第1項に規定する建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,000点以上であること。
- (ウ) 奈良県内に本店又は営業所、支店を有すること。

ウ 本施設の運営を行う者の要件

本施設の運営を行う企業で、少なくとも主たる業務を行う1社は以下の要件を全て満たすこととする。

- (ア) 廃掃法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の運営実績（当該事業の特別目的会社から直接受託したものを含む。）を1件以上有すること。
- (イ) 本施設の運営にあたり、廃棄物処理施設技術管理者（破砕・リサイクル施設）の資格を有し、マテリアルリサイクル推進施設で施設規模15t/日以上以上の施設の現場総括責任者（施設の円滑な運転管理、維持管理等の総括的な責任を担う者。）としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者及び廃棄物処理施設技術管理者として運営開始後2年間以上配置できること。
- (ウ) 本施設の運営にあたり、事業者の責務を達成するために電気主任技術者をはじめとしてその他必要な資格者を配置できること。
- (エ) 啓発施設の運営にあたり、1年以上の啓発施設の運営実績のある協力企業を応募者に含めることとし、協力企業から啓発施設の運営実績を有する者を1名以上配置できること。

③ 参加資格の確認

ア 参加資格確認基準日は入札参加資格審査書類受付期限日とする。

イ 落札者決定日までの間に応募グループの構成メンバーが入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は当該応募グループを落札者決定のための審査対象から除外する。

ウ 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に応募グループの構成メンバーが入札参加資格要件を欠いた場合、本組合は落札者決定を取り消す。この場合において、本組合は、落札者決定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

3) 共同企業体の設立に関する要件

本事業の建設工事の施工で、建設JVを結成する場合は次のとおりとする。

- ① 建設JVの形態（共同施工方式・分担施工方式）は、任意とする。
- ② 建設JVの代表者（以下「代表者」という。）は、本施設のプラントの設計・建設を担当する者でなければならない。
- ③ 本組合と契約を締結した建設JVの有効期間は、当該工事の完成後3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につきし担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。
- ④ 本組合が入札参加資格審査申請書類受付後、他の応募者の建設JVを構成する企業と資本関係又は人的関係が認められた場合は、入札参加資格審査申請書類の受付の早い応募者の建設JVの構成は認めることとし、他の応募者は建設JVの構成企業の変更を行うものとする。

2. 運営事業者の設立に関する要件

1) 基本協定の締結

本組合と落札者は落札者決定後速やかに事業契約の締結に向けた相互の協力義務、

特別目的会社の設立等について規定した基本協定を締結する。

2) 特別目的会社の設立（特別目的会社を設立する場合）

落札者決定後には、落札者は、特別目的会社を速やかに設立しなければならない。

なお、特別目的会社は次の要件をすべて満たさなければならない。

- ① 運営事業者の本店所在地は本施設の住所とすること。
- ② 応募グループのうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて100分の50を超えるものとする。
- ③ 運営事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を本組合に提出すること。
- ④ 運営事業者の株主は、本組合の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

3) 契約内容に関する協議

本組合と落札者は、基本協定に基づき事業契約の趣旨・解釈を明確化するための協議を行うものとする。

第5 応募者の審査及び落札者の選定

1. 審査の機関

本組合は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するため、本組合が設置した山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設整備及び運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査を実施する。

2. 落札者の決定方法

落札者の選定は、以下の手順で行う。

なお、落札者の選定にあたっては、本組合が設置する審査機関において「別添資料3（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設 落札者決定基準」に基づき評価・審査し、その結果を受けて、本組合が落札者を決定する。

1) 参加資格審査

参加資格審査にあたっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

2) 事業提案審査

① 基礎審査

基礎審査は、参加資格審査を合格した資格審査通過者から提出された提案内容が本組合の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された資格審査通過者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

② 非価格要素審査

基礎審査において本組合の要求する要件を満たした応募者を対象として、非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

③ 価格審査

予定価格を超過しない応募者の入札価格について、「別添資料3（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設 落札者決定基準」に定める算定式により価格点を算出する。

なお、本事業の予定価格（設計・建設費及び運営委託費の総額）は以下のとおりであり、予定価格を超過した入札を行った応募者は失格とする。

予 定 価 格	:	12,526,123,500	円（消費税及び地方消費税を含む。）
【参考内訳】建設業務	:	6,043,554,000	円（消費税及び地方消費税を含む。）
運營業務	:	6,482,569,500	円（消費税及び地方消費税を含む。）
入札（見積）書比較価格	:	11,387,385,000	円（予定価格の110分の100の額）

④ 低入札価格調査

応募者の入札価格が低入札価格調査基準価格未満であれば、本組合低入札価格調査制度に係る取扱要領に基づく調査を実施する。なお、低入札価格調査基準価格は、最低制限価格の設定の方法により算出した額とする。

低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その参加者の価格審査は無効となり、価格点は0点を付与する。

⑤ 総合評価及び落札者の選定

本組合が設置する審査機関は、非価格要素点と価格点から「別添資料3（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設 落札者決定基

準」に定める総合評価方式により優秀提案を選定する。その結果に基づき本組合が落札者を決定し、応募者の代表企業に書面で入札結果の通知を行う。

第6 入札手続等

1. 入札手続き

1) 入札公告（入札説明書等の公表）

本組合は、令和3年1月8日（金）に入札公告を行い、以下の資料を公表する。

- ①（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設
入札説明書
- ②（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設
要求水準書 第I編 建設業務編
- ③（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設
要求水準書 運営・維持管理業務編
- ④（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設
落札者決定基準
- ⑤（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設
基本協定書（案）
- ⑥（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設
基本契約書（案）
- ⑦（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設
建設工事請負契約書（案）
- ⑧（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設
運営・維持管理業務委託契約書（案）
- ⑨ 様式集（マテリアルリサイクル推進施設）

2) 現地視察の受付

現地視察への出席を希望する者は、以下のとおり申し込むこととする。現地視察は、令和3年1月18～22日（月～金）を予定している。なお、本組合が指定した現地視察の日時は、特段の事情と本組合が判断する場合を除き変更できないものとする。

ア 現地視察の申込について

本入札説明書等公表日から令和3年1月14日（木）午後5時までとする。

イ 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する現地視察申込書（様式1）に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

ウ 送信先

送信先は、以下に示すとおりである。

（送信先）

- ・山辺・県北西部広域環境衛生組合 事務局 施設建設課 施設建設係
- ・電子メールアドレス：shisetsukensetsu@city.tenri.nara.jp

エ タイトル

電子メールのタイトルは、「（応募者名）－現地視察出席申請」とすること。

オ 到達の確認方法

本組合が現地視察を申請した者に返信する。

カ 開催日時の通知

現地視察開催日時は、本組合より様式1に記載された連絡先に電子メールで通知する。電子メール受信者は、本組合の送信先へ令和3年1月15日（金）午後5時までに返信メールを入れること。

3) 第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第1回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、本組合が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

① 提出期間

本入札説明書等公表日から令和3年1月27日（水）午後5時までとする。

② 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する第1回入札説明書等に関する質問書（様式2-1）（Microsoft Excel形式）に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

ア 送信先

送信先は、「2）現地視察の受付 ウ 送信先」と同じ。

イ タイトル

電子メールのタイトルは、「（応募者名）－第1回入札説明書等に関する質問（入札参加資格）」とすること。

③ 到達の確認方法

本組合が質問、意見書を提出した者に返信する。

④ 回答の公表

令和3年2月8日（月）午後5時までにホームページにて公表する。

4) 入札参加資格審査書類の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って資格審査申請書に関する提出書類（様式3-1～3-7）を提出すること。

① 対象

入札参加希望者

② 提出期間

本入札説明書等公表日から令和3年2月24日（水）午後5時までとする。

③ 提出方法及び提出先

応募者の代表企業が担当部署へ持参により提出する。提出先は、「2. 入札に関する担当部署等」に示すとおりである。

なお、郵送、E-mail、FAXによる提出は認めない。

④ 提出書類

提出書類は、「第7 提出書類及び作成要領」による。

⑤ 結果通知

資格審査結果は、令和3年3月5日（金）に応募者の代表企業に書面等で通知する。その際、事業提案書の作成に必要な応募者名を交付する。

⑥ 審査結果理由の説明請求

ア 審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について本組合に対して説明を求めることができる。

イ 資格審査結果理由の説明を求める場合には、本組合が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、午前9時～午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の休日を除く。）とする。

ウ 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

⑦ その他

ア 提出期限に遅れた入札参加資格審査書類は受け付けない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、受け付ける場合がある。

イ 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

5) 第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答

第2回入札説明書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施する。

① 提出期限

令和3年3月17日（水）午後5時までとする。

② 提出方法

本入札説明書等と同時にホームページに公表する第2回 入札説明書等に関する質問書（様式2-2）（Microsoft Excel形式）に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

ア 送信先

送信先は、「2）現地視察の受付 ウ 送信先」に示すとおり。

イ タイトル

電子メールのタイトルは、「（応募者名）－第2回入札説明書等に関する質問（入札参加資格以外）」とすること。

③ 到達の確認方法

本組合が質問、意見書を提出した者に返信する。

④ 回答の公表

令和3年3月31日（水）午後5時までに、資格審査通過者にメールにて送付し、後日ホームページにて公表する。なお、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くおそれのあると本組合が判断した質問については回答しない。

また、応募者から独自のノウハウ等に基づく内容の質問であると申出された質問については、質問した応募者に対して個別に回答する場合がある。

6) 対面的対話

本事業の目的、要求水準事項の基本的考え方等を踏まえ、応募者が考える施設整備・運営の概要（全体配置平面図、車両動線図、処理フロー、各階機器配置平面図、管理棟に導入する予定の啓発設備の概要と運営におけるソフト事業の概要や考え方）を確認することを目的とし対面的対話を以下のとおり実施する。

① 提出期限

施設整備の概要及び確認事項の提出期限

令和3年4月7日（水）午後5時までとする。

② 提出資料

対面的対話確認事項（様式4）に記入の上、そのファイルをE-mailに添付し送信する。

ア 送信先

送信先は、「2）現地視察の受付 ウ 送信先」に示すとおり。

イ タイトル

電子メールのタイトルは、「（応募者名）－対面的対話確認事項等」とすること。

③ 到達の確認方法

本組合が施設整備の概要、確認事項を提出した者に返信する。

④ 対面的対話の実施日

対面的対話の実施日時は、令和3年4月12～16日（月～金）を予定している。詳細については、本組合が施設整備の概要、確認事項を提出した者に通知する。

⑤ 回答の公表

確認書に対する回答は、令和3年4月23日（金）午後5時までに、応募者に対して個別に回答する。

7) 事業提案書の受付

応募者の代表企業は、以下の要領に従って入札書及び本事業に対する提案内容を記載した事業提案書を提出すること。

なお、本組合は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

① 対象

参加資格審査通過者

② 提出期限

令和3年6月30日（水）午後5時までとする。

③ 提出方法

提出方法は、応募者の代表企業が「2. 入札に関する担当部署等」に示す場所へ持参により提出する。なお、郵送、E-mail、FAXによる提出は認めない。

④ 提出書類

提出書類は、「第7 提出書類及び作成要領」に規定するとおりである。

⑤ 基礎審査に係る修正要望

本組合は、提出された事業提案書の内容が入札説明書等で要求する基礎審査項目に適合していないと判断した場合又は事業提案書の内容に対し疑義がある場合は、令和3年7月14日（水）午後5時までに当該事業提案書を提出した者に対し、修正要望書（修正指示）による明瞭化作業、並びに事業提案の修正を指示する。

修正を指示された者は事業提案書の修正を行い、修正した事業提案書（以下、「修正後事業提案書」という）及びこれに対応した見積書を令和3年7月28日（水）午後5時までに提出しなければならない。提出方法については上記③と同様とする。

⑥ 基礎審査結果の通知

提出された事業提案書は、落札者決定基準で定めた審査方法により、基礎審査を実施する。基礎審査結果については、令和3年8月4日（水）午後5時までに事業提案書を提出した者に通知する。

⑦ 事業者ヒアリング

基礎審査合格者を対象にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの詳細については別途事業提案書を提出した者に通知する。

⑧ 開札

開札場所、開札日時及び開札への立会い等については本組合が別途事業提案書を提出した者に通知する。

ア 開札日時

令和3年9月中旬

イ 開札場所

本組合が指定する場所

⑨ 落札者決定の通知及び公表

令和3年9月22日（水）に応募者の代表企業に書面で発送する。入札結果の概要についてはホームページにて公表する。

⑩ 審査結果理由の説明請求

ア 審査の結果、落札者とならなかったものは、その理由について本組合に対して説明を求めることができる。

イ 審査結果理由の説明を求める場合には、本組合が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出することにより、説明請求を行うものとする。郵送（書留に限る。）又は持参によるものとし、持参の場合は、午前9時～午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の休日を除く。）とする。

ウ 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

⑪ その他

ア 提出期限に遅れた事業提案書は受け付けない。ただし、特段の事情があると本組合が認めた場合は、受付ける場合がある。

イ 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

8) 入札に関する留意事項

① 入札説明書等の承諾

応募者は、「入札参加資格審査申請書（様式3-1）」の提出をもって、入札説明書等の記載内容を承諾したものとする。

② 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

③ 提出書類の取扱い

ア 入札説明書等の承諾

応募者は、入札書類の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとする。

イ 事業提案書の変更等の禁止

事業提案書若しくは修正後事業提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず事業提案書若しくは修正後事業提案書は返却しない。ただし、本組合が必要と認めた場合はこの限りではない。

ウ 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において本組合が、公表等を行うことができるものとする。

エ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

④ 資料の取扱い

本組合が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

⑤ 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

⑥ 入札の辞退

資格審査申請書を提出した者は事業提案書の提出期限までは、随時、入札を辞退することができる。入札辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

ア 提出期限

令和3年6月30日（水）午後5時までとする。

イ 提出方法

提出方法は、応募者が「入札辞退届（様式5）」を「2. 入札に関する担当部署等」に示す場所に持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

ウ その他

入札辞退の撤回はできないものとする。

⑦ 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札
- イ 資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札
- ウ 談合その他不正行為があったと認められる入札
- エ 応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札
- オ 事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- カ 同一事項に対し2通以上の書類提出がなされた入札
- キ その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

⑧ 入札の中止等

本事業の入札手続きに関して本組合が必要と認めたときは、入札の執行を取りやめることができる。

⑨ その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、本組合は応募者に通知することとする。

2. 入札に関する担当部署等

1) 担当部署

本入札に関する担当部署（提出書類等受付窓口）は以下に示すとおりである。

（提出先）

- ・ 山辺・県北西部広域環境衛生組合 事務局 施設建設課 施設建設係
- ・ 〒632-8555 奈良県天理市川原城町605 天理市役所内
- ・ 電話：0743-63-1001(内線：384) FAX：0743-63-3915
- ・ 電子メール：shisetsukensetsu@city.tenri.nara.jp

2) 入札に関する資料公表方法

入札説明書等は、本組合のホームページにて公表する。

3. 契約手続き

1) 契約内容の協議

本組合と落札者並びに落札者が設立する運営事業者は、基本協定締結後、基本契約、建設工事請負契約及び運営・維持管理業務委託契約の締結に向け、契約内容について協議する。なお、契約内容の協議は契約書案の詳細の協議を行うものであり、入札説明書等に規定された内容及び条件の変更を行うものではない。

2) 事業契約の締結

本事業の契約について、特別目的会社設立の有無に関わらず以下の手続きで行うこととする。

① 基本協定

対象者：落札者

締結時期：落札者決定後すみやかに

② 基本契約

対象者：落札者及び落札者が設立する運営事業者

締結時期：本契約は建設工事請負契約締結の議決を経たことにより、建設工事請負契約が有効に成立したことを効力発生条件とするものとし、令和3年12月上旬頃有効に成立する。

③ 建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：令和3年11月上旬頃までに仮契約を締結する。本仮契約は令和3年12月上旬頃に開催する議会の議決を経たことにより、令和3年12月上旬頃有効に成立する。

④ 運営・維持管理業務委託契約

対象者：運営事業者（特別目的会社）

締結時期：本契約は建設工事請負契約締結の議決を経たことにより、建設工事請負契約が有効に成立し、基本契約が有効に成立したことを効力発生条件とするものとし、令和3年12月上旬頃有効に成立する。

3) 地位の譲渡等

本組合の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

5) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

入札保証金は免除する。

② 契約保証金等

ア 契約保証金の額

(ア) 建設工事請負契約

建設事業者は、建設業務の履行を保証するために、建設工事請負契約金額の10分の1以上に相当する金額を建設業務期間中の契約保証金として建設工事請負契約の締結時に本組合に納付する。

(イ) 運営・維持管理業務委託契約

運営事業者は、運営業務の履行を保証するために、年度運営費の10分の1以上に相当する金額を契約期間中の契約保証金として運営・維持管理業務委託契約の締結時に納付する。

イ 契約保証金の納付方法

契約保証金は現金で納付するものとするが、契約保証金額に相当する次のいずれかの担保を提供することにより替えることができる。

(ア) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等（国債証券、地方債証券、政府が保証する証券、本組合管理者が確実であると認める公社債券）の提供

(イ) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(ウ) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(エ) この契約に基づく債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

第7 提出書類及び作成要領

1. 一般的事項

各提出書類を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとすること。各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位は計量法とする。また、原則として横書きで記述する。

2. 入札参加資格審査申請書類

入札参加資格審査申請を行う入札参加予定者は、次の提出書類をまとめて2部（正本1部、副本1部）提出すること。

- | | | |
|-----------------------|---|-------|
| ① 入札参加資格審査申請書 | : | 様式3-1 |
| ② 構成員及び協力企業一覧表 | : | 様式3-2 |
| ③ 建設JVの構成 | : | 様式3-3 |
| ④ 委任状（代表企業） | : | 様式3-4 |
| ⑤ 委任状（代理人） | : | 様式3-5 |
| ⑥ 各業務を担当する者の要件を証明する書類 | : | 様式3-6 |
| ⑦ 参加資格に関する誓約書 | : | 様式3-7 |

3. 入札辞退時届

入札辞退時の提出書類は、次の書類を1部提出すること。

- | | | |
|---------|---|-----|
| ① 入札辞退届 | : | 様式5 |
|---------|---|-----|

4. 事業提案書類

事業提案書類の提出時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		様式等	部数
事業提案書提出届等		様式6-1～6-2	各1部
提案書	施設計画図書 (基礎審査対象図書)	様式6-3-1～6-3-7 様式6-4-1～6-4-4 含む	各10部 (正本1部、副本9部)
	事業計画 (全ての審査対象図書)	様式7-1～7-12-2	
	技術提案書 (非価格要素審査対象図書)	様式8-1～8-16	
入札書（価格要素審査対象）		様式9	1部
要求水準適合表		様式10	1部
提案書の電子データ（DVD等）		—	1式

1) 事業提案書届出書等

- | |
|-------------------|
| ① 事業提案書提出届（様式6-1） |
|-------------------|

② 事業提案に関する誓約書（様式6-2）

2) 施設計画図書

施設計画図書は、任意様式としA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・左綴じとして1冊にまとめ、各10部（正本1部、副本9部）提出すること。

施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/〇～〇/〇）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。また、施設計画図面については次のとおりとする。

- ① 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。
- ② 右下に図面名称及び本組合から通知した応募者名を記入する。

3) 施設計画図書の必要事項

施設計画図書に必要な事項は、「別添資料1（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設 要求水準書 第I編 建設業務編」の「p.45 第10節 見積設計図書の提出」を参照すること。

また、次の様式6-3-1～6-3-7（マテリアルリサイクル推進施設）、及び様式6-4-1～6-4-4（啓発施設）を併せて提出すること。

様式番号	様式名
様式6-3-1	運営体制等
様式6-3-2	主要機器の耐用年数
様式6-3-3	点検・補修工事
様式6-3-4	維持管理スケジュール
様式6-3-5	燃料・薬品等使用計画
様式6-3-6	運転計画等
様式6-3-7	予備品・消耗品リスト
様式6-4-1	運営体制等
様式6-4-2	主要機器・設備リスト
様式6-4-3	運営計画等
様式6-4-4	予備品・消耗品リスト

4) 事業計画

事業計画は、次に示す様式7-1～7-12-2を提出すること。

ただし、様式7-1～7-3は、正本のみに添付すること。

様式番号	様式名
様式7-1	事業費
様式7-2	建設業務費
様式7-3	運營業務委託費
様式7-4	SPC資本概要（SPCを設立しない場合は不要）
様式7-5	開業費（運営固定費）（SPCを設立しない場合は不要）
様式7-6-1	運営固定費Ⅰ（人件費）
様式7-6-2	運営固定費Ⅰ（その他経費）
様式7-7	運営固定費Ⅱ（運転管理経費）
様式7-8	運営固定費Ⅲ（点検補修費）
様式7-9	運営固定費Ⅳ（新型コロナウイルス感染症対策費）
様式7-10-1	運営変動費Ⅰ（不燃ごみ・粗大ごみ）
様式7-10-2	運営変動費Ⅰ（プラスチック製容器包装）

様式7-10-3	運営変動費 I (ペットボトル)
様式7-10-4	運営変動費 I (びん)
様式7-10-5	運営変動費 I (缶)
様式7-11-1	啓発事業 運営固定費 (人件費)
様式7-11-2	啓発事業 運営費 (その他経費)
様式7-12-1	事業収支表 (損益計算書) ※SPCを設立しない場合は本事業に係る部分のみ
様式7-12-2	事業収支表 (キャッシュフロー計算書) ※SPCを設立しない場合は本事業に係る部分のみ

5) 技術提案書

技術提案書を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- ① 技術提案書は、様式8-1～8-16に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、「技術提案書」をA4版(A3版書類についてはA4版に折込み)・縦・横書き・左綴じとして、各10部(正本1部、副本9部)提出すること。文字サイズは11ポイント以上(図表は含めない)とし、技術提案書には、各ページの下中央に通し番号(1/〇～〇/〇)をふり、本組合から通知した応募者名を右下欄に記入する。
- ② 添付資料が必要な場合は、様式集の順番(各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。)で1冊にまとめ、A4版(A3版書類についてはA4版に折込み)・縦・横書き・左綴じとして、各10部(正本1部、副本9部)提出すること。また、添付資料には、各ページの下中央に通し番号(1/〇～〇/〇)をふり、応募者名を右下欄に記入する。
- ③ 技術提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵及び写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- ④ ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず企業名等がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること。(正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。)
- ⑤ 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- ⑥ 本組合に提出する事業提案書の電子データは、PDF形式とし、技術提案書、施設計画図書、添付資料毎に様式集の順番でそれぞれ1つのPDFファイルにまとめてDVDに保存し提出すること。ただし、電子データのサイズに応じてPDFファイルを複数に分割してもよい。なお、PDFに加えて、様式集(Excel版)についてはMicrosoft Excel(Windows版とし、バージョンは2000以後とする。)も提出すること。

6) 入札書

入札書を作成するにあたっては、特に本組合の指示がない限り、次のとおりとすること。

- ① 入札書は、様式9に応札額を記入の上、入札書(様式9)を封筒に入れ、封かんし、封筒の表面に、事業名、事業実施場所、応募者名及び代表企業の商号又は名称等を記載すること。封筒については図1を参考にすること。
- ② 入札価格は、事業期間にわたる建設業務に係る対価及び運營業務に係る対価を単純に合計した金額(現在価値換算前の実額ベース)とし、「入札説明書添付書類-5 対価の支払方法について」に基づいて算定すること。また、物価変動等に応じた改定は見込まないこと。
- ③ 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。
- ④ 技術提案書との整合性を確保すること。

山辺・県北西部広域環境衛生組合 管理者 並河 健 様

事業名 (仮称) 新ごみ処理施設整備・運営事業 (マテリアルリサイクル推進施設)

事業実施場所 奈良県天理市櫛本町3246番1 外41筆

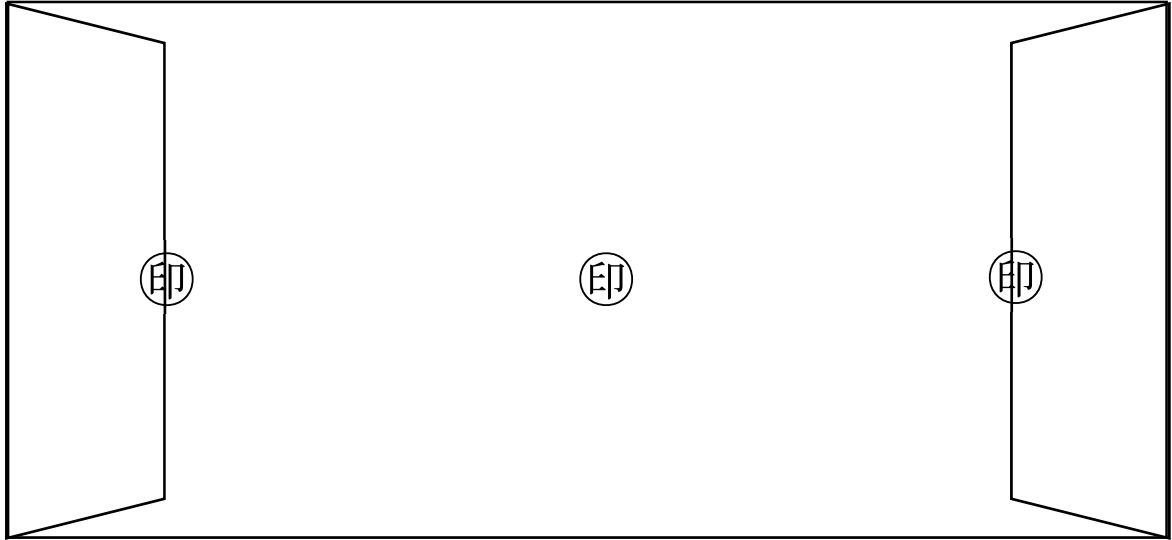
応募者名 _____

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名 _____ (印)

年 月 日



※ 入札書を提出する封筒は長形3号を基本とする。
 ※ 印については、代表企業の印を用いること。

図1 入札書封筒の記載イメージ

第8 本事業に関する提示条件等

1. 事業者の収入

本事業における事業者の収入は次のとおりとする。

1) 本施設の建設業務に係る対価

本組合は、本施設の建設業務の対価として、建設業務費を建設事業者に支払う。詳細は、「入札説明書添付資料-5 対価の支払方法について」に定める。

2) 本施設の運營業務に係る対価

本組合は、本施設の運營業務の対価として、運營業務委託費を運営事業者に支払う。詳細は、「入札説明書添付資料-5 対価の支払方法について」に定める。

3) 支払の減額等

本組合は、事業者の業務実施状況についてモニタリングを行い、要求水準を満たしていないことが判明した場合は、委託費の減額等を行うことがある。減額等の方法についての詳細は、「入札説明書添付資料-6 モニタリング及び対価の減額について」に定める。

2. 本組合が適用を予定している交付金について

本組合は、本事業の実施に関して、循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本組合において行うが、建設事業者は本組合が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関連資料の作成を行うこととする。

3. 保険

1) 本組合は、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する。

2) 事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、本組合は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が付保する保険金により補填された部分は控除されるものとする。

3) 事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

4. 想定されるリスクの分担

1) 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。建設業務、運營業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、本組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本組合がリスクを負うこととする。

2) 想定されるリスクの分担

本組合と事業者のリスク分担の詳細は、「入札説明書添付資料-7 リスク分担」、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）及び運営・維持管理業務委託契約書（案）において定める。

5. 業務の委託等

事業者は業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせることができる。ただし構成員又は協力企業以外の者へ委託し又は請け負わせる場合は事前に本組合の承諾を得るものとする。

6. 地元への配慮

雇用については、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守するとともに、地元雇用に配慮すること。なお、地元とは、本組合圏域内をいう。下請人等を選定する際は、本組合圏域内に本店（建設業法（昭和24年法律第100号）に規定する主たる営業所を含む。）又は営業所、支店を有する者の中から選定するよう努めること。

また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

7. 事業の継続が困難となった場合の措置

1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 事業者が、事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本組合は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、本組合は、事業契約を解除することができる。
- ② 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本組合は事業契約を解除することができる。
- ③ 上記①及び②により本組合が事業契約を解除した場合、事業者は、本組合に生じた損害（令和7年5月までに本施設が竣工できなくなり、交付金が適用されなくなった場合には、本組合への交付額の減少分を含む。）を賠償しなければならない。

2) 本組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 本組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。
- ② 上記①により事業者が事業契約を解除した場合、本組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本組合及び事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、本組合及び事業者は、事業契約を解除することができる。

4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

8. 本組合による本事業の実施状況の監視

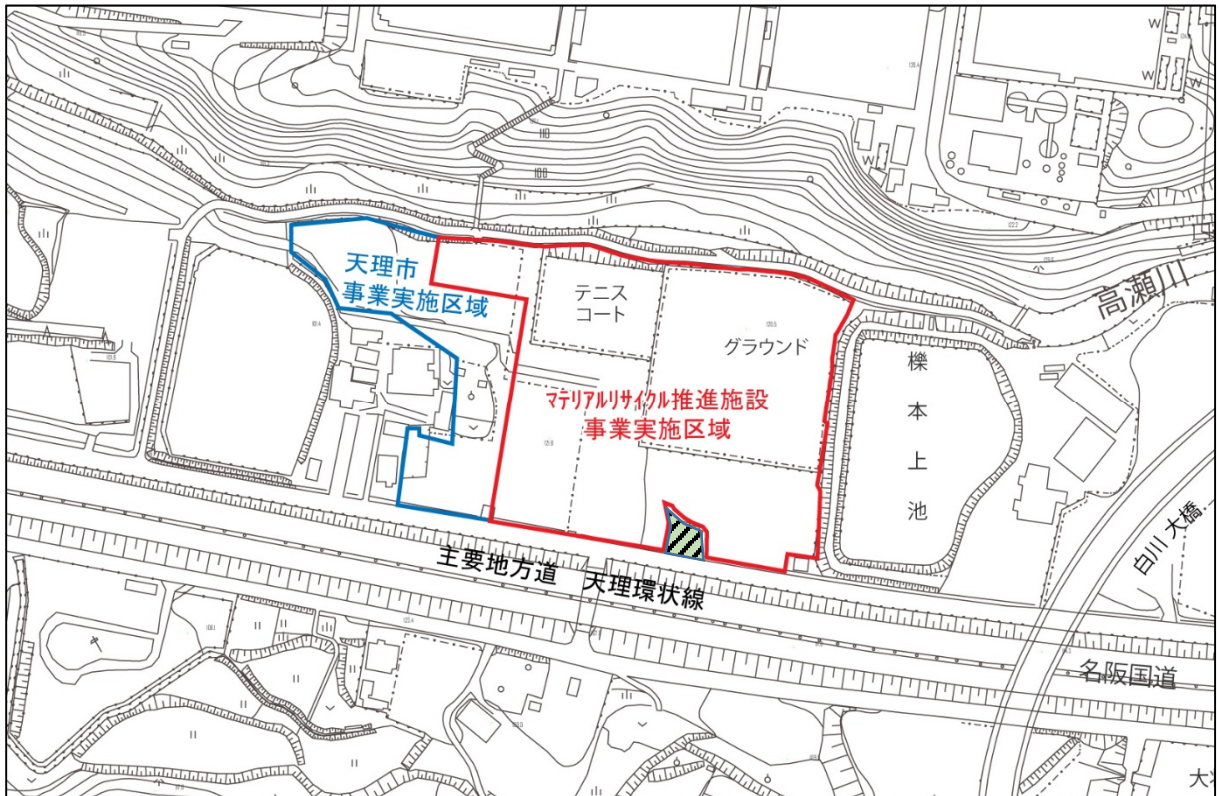
本組合は、事業者が実施する実施状況が要求水準及び事業契約の内容を満たしているかを確認するため、本事業の監視を行う。詳細は、「入札説明書添付資料-6 モニタリング及び対価の減額について」に定める。

入札説明書添付資料

入札説明書添付資料-1 事業実施場所



入札説明書添付資料-2 事業実施区域



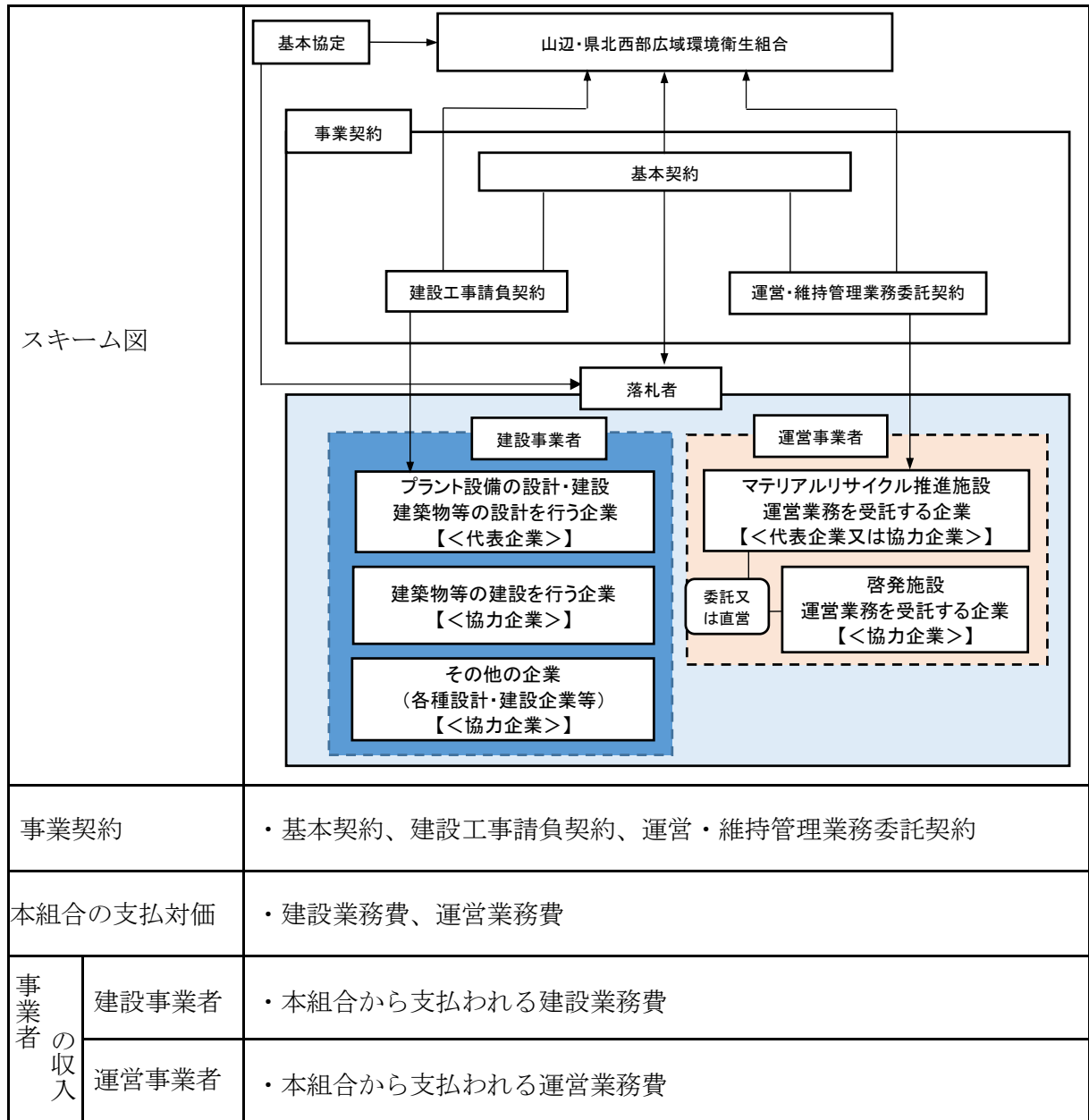
※事業実施区域面積約1.6ha（マテリアルリサイクル推進施設事業実施区域）

▨：隣地民家が移転された場合の増加区域：面積約0.1ha（約169㎡）

出典：電子国土基本図（国土地理院ホームページ）

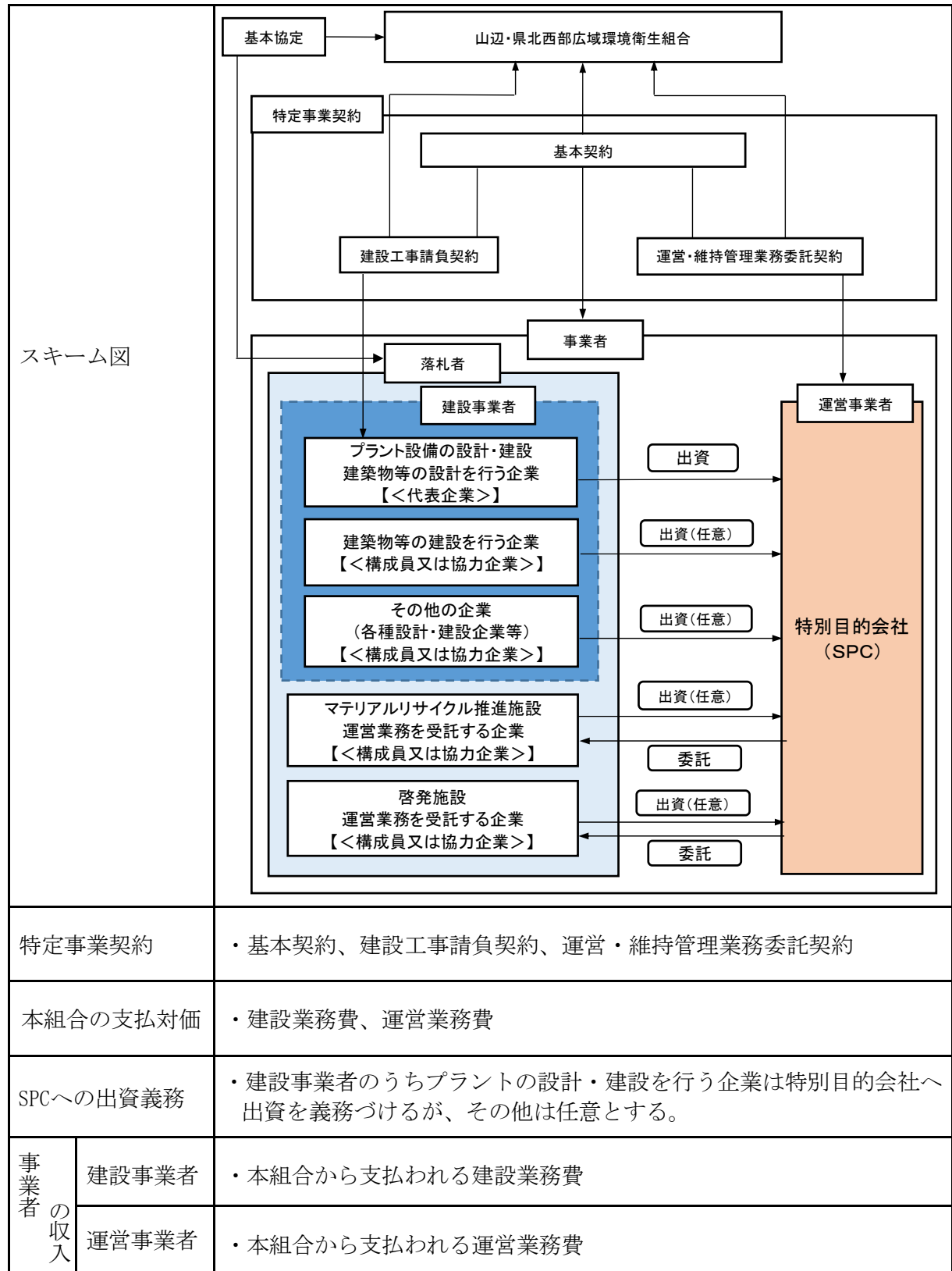
入札説明書添付資料-3 ① 事業スキーム図 (案)

1. 特別目的会社 (SPC) を設立しない場合



入札説明書添付資料-3 ② 事業スキーム図 (案)

2. 特別目的会社 (SPC) を設立する場合



入札説明書添付資料-4 業務範囲分担表

(○：主、▲：副)

業務区分	業務内容	本組合	事業者	備考
計画管理	・施設整備全体に関する計画、管理	○		
	・一般廃棄物処理基本計画	○		
	・一般廃棄物実施計画	○		
	・施設への搬入計画	○		
用地取得	・用地の確保	○		
	・施設整備に係る許認可手続	○	▲	副は図書類の作成を行う。
	・開発関係	○	▲	副は図書類の作成を行う。
設計	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う。
	・実施設計	▲	○	副は設計監理を行う。
建設	・工事に係る許認可手続き	▲	○	副は必要に応じて連絡等の作業補助を行う。
	・施工		○	
	・施工管理		○	工事監理は本組合が行う。
施設全体管理	・施設設置者としての施設管理	○		
	・工場棟の管理		○	
	・管理棟の管理		○	
	・マテリアルリサイクル推進施設の見学者通路の管理		○	
受付管理	・搬入ごみの受入判定		○	
	・計量		○	
	・料金徴収	○ (天理市)		料金徴収の対象は天理市からの直接搬入のみとする。
運営管理	・運転管理計画作成		○	
	・運転管理及び作業		○	
	・搬入監理（不適物混入防止の監視）	▲ (各市町村)	○	不適物を混入させた事業者に対する本組合の構成市町村による訪問調査を行う。
	・受入出物のごみ組成調査		○	
	・搬出物の運搬	○		ただし、本施設からの引渡は民間事業者が行う。
	・啓発施設の運営管理		○	啓発事業の運営及びその事業に伴う人数、配置の提案について管理する。
	・工場見学者（議会議員、自治体職員）対応	○	▲	
	・事前予約見学者（社会科見学、一般見学）対応		○ (啓発事業者)	主は啓発事業者が行う。
・工場見学者（自由見学者）対応		○	上記見学者以外の見学者の最低限の安全確保を行う。	

※ 申請に係る申請費は組合負担とする。

(○：主、▲：副)

業務区分	業務内容	本組合	事業者	備考
調達	・物品・用役の調達・管理		○	
	・検査・点検・補修計画作成、実施		○	
	・精密機能検査実施	○	▲	副は情報提供、調査への協力、必要な書類作成を行う。
	・外構施設保全	▲	○	副は主の業務を監視する。
	・施設改造、改良保全		○	
環境管理	・環境管理（排ガス、粉じん等）		○	
	・作業環境管理		○	
有価物の 処理・処分	・有価物の資源化	○		
	・有価物の処分	○		
	・有価物の引き渡し（本組合・引き取り業者まで）		○	
	・可燃・不燃残渣の運搬（エネルギー回収型廃棄物処理施設まで）		○	運搬費用の負担も含む。
災害対応	・災害時見学者等対応	▲	○	主は災害時における見学者（来訪者含む）、運営事業者及び本組合職員へ飲料水・食料等の提供等の対応を行う。
	・災害廃棄物処理対応	▲	○	主は災害廃棄物の受入及び処理を行う。
情報管理	・報告書作成と管理	▲	○	主は報告書の作成を行い、副による管理を受ける。
	・設計図書等施設情報の管理	▲	○	主は報告書の作成を行い、副による管理を受ける。
	・施設清掃		○	
	・施設警備		○	
情報管理	・情報セキュリティ	▲	○	施設運営に関するデータ及び見学者等に関する個人情報の漏洩対策のためのセキュリティソフトの購入・管理等。
	・住民対応	○	▲	主は本事業実施に対する住民意見への対応を行い、副は提案内容実施に対する住民意見の対応を行う。

※ 申請に係る申請費は組合負担とする。

入札説明書添付資料-5 対価の支払方法について

1. 対価の構成

事業者が本事業における事業契約書等に規定された業務を提供することにより、本組合が事業者を支払う対価の構成は、表1に示すとおりとする。

ただし、運営固定費Ⅳに記載の新型コロナウイルス感染症対策費については、疫病的に特別な対策が不要となる時点で減額対象とする。

表1 建設業務費及び運営業務委託費の構成

支払いの対象となる業務		建設業務費及び運営業務委託費		対象となる費用等
建設業務		『建設業務費』		建設業務を行う上で必要となるすべての費用とする。
運営業務	マテリアルリサイクル推進施設	運営業務委託費A	『運営固定費Ⅰ』	【人件費、その他の諸費用】 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、使用料等） ・負担金等（負担金、公租公課等） ・保険料 ・その他費用（SPCを設立する場合の経費等）
			『運営固定費Ⅱ』	【運転管理費用】 ・電気基本料金、水道基本料金 ・油脂類費 ・測定、分析（粉じん、排水など） ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等
			『運営固定費Ⅲ』	【点検・補修費用】 ・点検、補修費、更新費、部品交換費等
			『運営固定費Ⅳ』	【新型コロナウイルス感染症対策費用】 ・新型コロナウイルス感染症対策費
		運営業務委託費B	『運営変動費Ⅰ』	【変動費用】 ・燃料費 ・薬品費 ・光熱水費（電気基本料金、水道基本料金等除く） ・その他処理量に応じて増減する費用

2. 対価の算定方法

1) 建設業務に係る対価

表2 建設業務に係る対価

支払いの対象となる業務	支払対象となる費用	算定方法
建設業務	本施設の建設業務費用	○ 建設業務に対する対価

2) 運營業務に係る対価

表3 マテリアルリサイクル推進施設の運営に係る業務委託費の算定方法

支払いの対象となる業務	支払対象となる費用		算定方法
運營業務委託費A	運営固定費Ⅰ	【人件費、その他の諸費用】 ・人件費 ・事務費（旅費、消耗品、使用料等） ・負担金等（負担金、公租公課等） ・保険料 ・その他経費（SPCを設立する場合の経費等）	○運営固定費Ⅰ+Ⅱ =運営固定費Ⅰ+運営固定費Ⅱ ※運営固定費Ⅰ、Ⅱは、事業者が提案した各年度の固定費 ※本組合事務所、局長室、組合更衣室、湯沸室の電気基本料金と水道基本料金等のインフラ関連費用は、事業者の負担とする。
	運営固定費Ⅱ	【運転管理費用】 ・電気基本料金、水道基本料金 ・油脂類費 ・測定、分析（粉じん、排水など） ・建築設備保守費、清掃、環境整備費等	
	運営固定費Ⅲ	【点検・補修費用】 ・点検、補修費、更新費、部品交換費等	○点検、補修費は、各年度の点検・補修計画に合わせた金額とする。また、点検・補修費は支払金額の平準化に配慮すること。
	運営固定費Ⅳ	【新型コロナウイルス感染症対策費用】 ・新型コロナウイルス感染症対策費	○新型コロナウイルス感染症対策費は事業者が提案した対策に応じた各年度の金額とする。
運營業務委託費B	運営変動費Ⅰ	【変動費用】 ・燃料費 ・光熱水費（電気基本料金、水道基本料金等除く） ・薬品費 ・その他処理量に応じて増減する費用	○運営変動費Ⅰ =各年度の計画処理量×提案単価

※1：各支払い時期の運營業務に係る対価は、1円未満を切り捨てるものとする。

※2：「各支払期の実績処理対象物量」は、ごみ計量機にて計量した搬入量とし、単位は(t)、小数点以下第2位（10kg単位）までを有効桁数とする。

※3：「計画処理量」は、「別添資料1（仮称）新ごみ処理施設整備・運営事業 マテリアルリサイクル推進施設 要求水準書 第I編 建設業務編 第2章 建設に関する事項 第1節 計画主要目」を参照すること。

3. 対価の支払い方法

1) 建設業務費

本施設の建設業務費の支払条件は、事業提案書を基に各会計年度における請負代金の支払いの限度額を設定することによるものとし、建設事業者は前払金、部分払及び中間前払について、財務規則に則って請求できる。

詳細は建設工事請負契約書（案）において定める。

2) 運營業務委託費

本施設の運營業務委託費は、令和7年5月から令和32年4月までの25年間にわたり、モニタリング結果を踏まえ、四半期毎に運営事業者に対して支払うものとする。運営事業者は月間業務完了報告書を次の四半期の初めの月の10日までに提出し、本組合は提出を受けた日から14日以内にこの報告書の承諾について文書等により通知する。ただし、令和32年4月分の月間業務完了報告書については、当月中に提出すること。運営事業者は、本組合からの通知を受けた後速やかに請求書を本組合へ提出する。本組合は、請求書を受領した日から30日以内に運營業務委託費を支払うものとする。

運営変動費については、計画処理量に基づき四半期毎に1回仮払いし、モニタリング結果を踏まえ、年度末に精算する。

運營業務委託費の支払方法は以下のとおりとする。

① 支払回数

ア 業務委託費 A（固定費Ⅰ・固定費Ⅱ・固定費Ⅲ・固定費Ⅳ）：100回（25年間×年4回）

イ 業務委託費 B（変動費Ⅰ）：100回（25年間×年4回）

※ ただし、運營業務委託費は、令和7年度の第1四半期は令和7年5月及び6月の2ヶ月分のみを支払うこととし、令和32年度の第1四半期は令和32年4月の1ヶ月分を支払うこととする。

② 業務委託費 A（固定費Ⅰ、固定費Ⅱ、固定費Ⅲ、固定費Ⅳ）の1回あたりの支払額は、事業者が提案した各年度の固定費を12で除した金額の四半期分とする。なお、固定費Ⅲについては、本組合と事業者が協議の上、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、当該固定費Ⅲの事業期間中の総額は変更しない。固定費Ⅳについては、本組合と事業者の協議により、疫病的に特別な対策が不要となる時点を定めたくえで減額することができる。

③ 業務委託費 B（変動費）の1回あたりの支払額は、四半期毎に行い各支払期の実績処理対象物量×提案単価（円/t）によるものとする。ただし、第1四半期から第3四半期の当該委託料については、ごみ量を実際に処理した量（以下「実績処理対象物量」という）にかかわらず、当該年度に予定される計画処理量の4分の1を、応募者より提案されたごみ量1トンあたりの処理単価（以下「ごみ処理単価」という。）に乗じて算定を行う。一方、第4四半期の当該委託料については、ごみ処理単価に当該年度の実績処理対象物量を乗じて、年間のごみ処理費を確定した上で、第1四半期から第3四半期の当該委託料を控除した調整額により算定する。

4. 運營業務委託費の改定

1) 改定の基本的な考え方

運営固定費及び運営変動費の構成内容ごとについて、それぞれ改定に用いる指標を設定し、改定率を乗じることで反映させるものとする。

2) 物価変動に基づく改定方法

物価変動に基づき、運営固定費及び運営変動費について、改定を行う。なお、改定の周期は1年に1回とし、各年度の改定は下記のとおり行う。

① 提案時点の令和2年度平均値を基準とし、表4に示す指標ごとに当該支払い年度の前年度平均値を用いて表5に示す算定式により運営固定費及び運営変動費を求めるものとする。

② 改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- ③ 事業者の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、本組合と事業者で協議を行うものとする。
- ④ なお、本事業の応募者が表4に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札者決定後の協議において本組合とその妥当性について協議を行うことができる。

表4 物価変動に基づく改定に用いる指標

区分		改定の対象となる費用	指標
運營業務委託費A	固定費Ⅰ	・人件費	「毎月勤労統計調査／調査産業計(事業所規模30人以上)／現金給与総額指数／奈良県平均」(厚生労働省)
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)
	固定費Ⅱ	・電気基本料金、水道基本料金	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本組合と事業者が変更内容をもとに協議し、本組合が変更等を決定する。
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)
	固定費Ⅲ	・補修費等	「消費税を除く国内企業物価指数／汎用機器」(日本銀行調査統計局)
固定費Ⅳ	・新型コロナウイルス感染症対策費	「消費税を除く国内企業物価指数／汎用機器」(日本銀行調査統計局)	
運營業務委託費B	変動費	・燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／該当する重油種類」(日本銀行調査統計局)
		・薬品費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」(日本銀行調査統計局)
		・光熱水費 (電力等の基本料金を除く)	各供給事業者等との需給契約が変更等された場合、本組合と事業者が変更内容をもとに協議し、本組合が変更等を決定する。
		・その他	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」(日本銀行調査統計局)

3) 改定の条件 運營業務委託費の支払額

改定の条件 運營業務委託費の支払額については、改定のための確認を年1回行うものとする。改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、±1.5% (上述 2)①に示す改定割合に±0.0151以上の増減があった場合であり、小数点以下第4位未満に端数が生じた場合は、小数点以下第4位未満を切り捨てるものとする)を超過する増減があった場合に改定を行うものとする。なお、事業者は変動の有無にかかわらず、本組合

へ書面により毎年報告を行うこと。毎年、8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、9月末までに見直しを行い、翌年度の運營業務委託費を確定する。改定された運營業務委託費は、改定年度の翌年の第1期支払期の支払から反映させる。ただし、電力基本料金及び電気使用料の変更に伴う運營業務委託費の改定時期は、本組合と事業者との協議により別途定めることができる。

初回の改定は、令和7年8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）に基づき、令和7年9月末までに見直しを行い、令和8年度の運營業務委託費を確定する（比較対象は令和3年9月末時点で公表されている指標（直近12ヶ月の平均値）とする。）。改定された運營業務委託費は、令和8年度の第1期支払期の支払から反映させる。なお、初回改定時の基準額は事業契約に定めた額となる。

表5 運營業務委託費の改定の算定式一覧

項目	記号	備考
前年度の運營業務委託費	F_{t-1}	前年度となる令和 [t -1] 年度の運營業務委託費。※1
改定後の運營業務委託費	F_t	物価変動等に基づく改定後の令和 [t] 年度の運營業務委託費。
前回改定時の物価指数	I_α	表4に示す指標の令和 [α] 年度の平均値。
改定時の物価指数 ※2	I_{t-1}	表4に示す指標の令和 [t -1] 年度の平均値。

■算定式：
$$F_t = F_{t-1} \times \frac{I_{t-1}}{I_\alpha} \quad \left(\text{改定率} : \frac{I_{t-1}}{I_\alpha} \right)$$

※1 なお、初年度（令和7年度）に限り、入札時に提示される令和3年度の運營業務委託費を適用すること。

※2 改定時の物価指数は、各年9月に確定する前年度の9月から翌年8月までの物価指数の平均を指す。

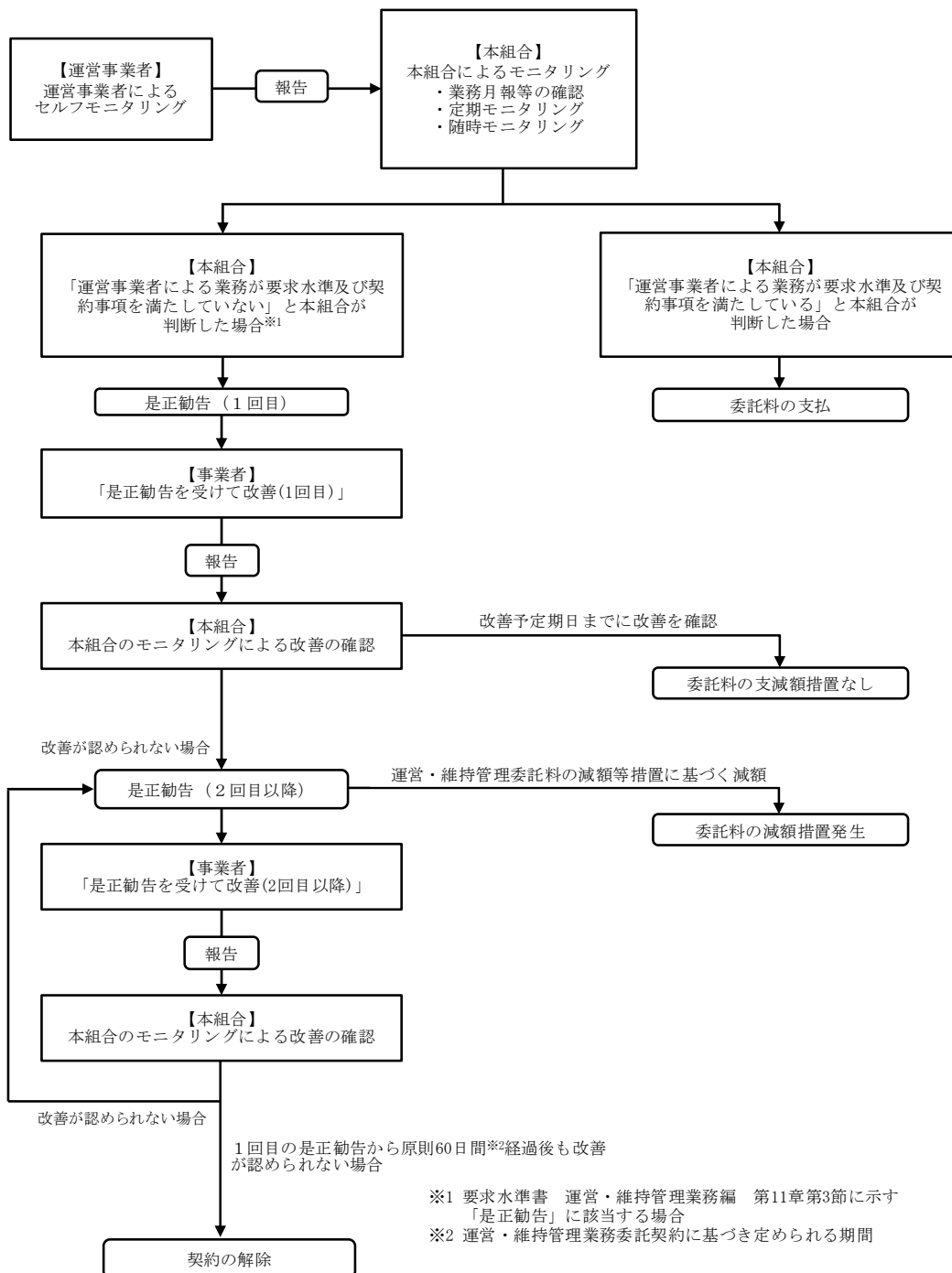
入札説明書添付資料-6 モニタリング及び対価の減額について

1. モニタリング目的

本施設の運營業務に対するモニタリングは、本組合と運営事業者が協力し本施設が運営期間中一定の水準を保ち安定稼働させることを目的として実施するものであり、運營業務委託費を削減することを目的とするものではない。

2. 要求水準を保つための措置

本施設の運営期間中に本組合が要求する一定以上の水準を保つための措置は図1に示すとおりである。



※1 要求水準書 運営・維持管理業務編 第11章第3節に示す「是正勧告」に該当する場合
 ※2 運営・維持管理業務委託契約に基づき定められる期間

図1 是正措置の考え方

3. モニタリングの方法

モニタリングは、運営事業者が行うセルフモニタリングと本組合が行うモニタリングで構成する。

1) 運営事業者のセルフモニタリング

① セルフモニタリング実施計画書の作成

運営事業者は、運営・維持管理業務委託契約締結後、以下の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し、本組合の承諾を得ること。

ア モニタリングの内容

イ モニタリングの実施時期及びモニタリング箇所

ウ モニタリング実施組織

エ モニタリングの結果の記録様式

オ モニタリングの報告等の手続き

② セルフモニタリングの実施と報告

運営事業者は、セルフモニタリング実施計画書承諾後、実施計画書に基づいてセルフモニタリングを実施すること。

2) 本組合によるモニタリングの方法

本事業における運營業務のモニタリングについては、以下のとおりとする。

① 業務月報等の確認

本組合は、運営事業者が運営・維持管理業務委託契約、入札説明書等及び提案書に定める業務内容の実施状況を、運営事業者から本組合へ提出される業務月報等で確認する。また、是正勧告により減額等へ至った事象において、その当該業務日報等を公表する場合がある。

② 定期モニタリングと随時モニタリング

本組合は、定期モニタリングとして月1回、本施設の現場調査を行い、運営事業者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行う。

また、随時モニタリングとして必要に応じて、本施設の現場調査を適宜実施して確認する。

4. 業務の改善についての措置

1) 是正勧告

本組合は、上記モニタリングの結果から、運営事業者による業務が要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

① 是正勧告（第1回目）

確認された不具合が、繰り返し発生しているものであるか、初発でも重大であると認めた場合、本組合は事業者に必要な是正措置をとることを通告（是正勧告）する。

運営事業者は、本組合から是正勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について本組合と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を本組合に提出し、本組合の承諾を得ること。

② やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の内容を満たすことができない場合、運営事業者は本組合に対して速やかに、かつ、詳細にこれを報告し、その改善策について本組合と協議する。運営事業者の報告した事由に合理性があると本組合が判断した場合、本組合は、対象となる業務の中止又は停止等の変更を認め、再度の勧告の対象としない。

③ 改善の確認

本組合は、運営事業者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善の実施状況を確認する。

④ 是正勧告（第2回目以降）

本組合におけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間及び内容での改善が認められないと本組合が判断した場合、本組合は、運営事業者に第2回目以降の是正勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

⑤ 契約の解除等

本組合は、上記④の是正勧告（第1回目）を行った後、原則60日間（運営・維持管理委託契約に基づき定められる期間）を経て改善効果が認められないと判断した場合、本組合が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

2) 運営業務委託費の減額等の措置

運営業務実施の状況により、以下に示す委託費の減額措置を行う。

- ① モニタリングの結果、本組合が是正勧告（第2回目以降）を行った場合、当該事象に対して第2回目以降の勧告を行った日を起算日（同日を含む。以下同じ。）とし、当該是正勧告の対象となる事象が解消されたことを本組合が認める日まで、年365日の日割り計算で運営事業者に支払う運営業務委託費（固定費Ⅰ）を減額する。
- ② 運営業務委託費の減額の程度は、1件の是正勧告に対して固定費Ⅰの10%とする。なお、複数の是正勧告による固定費Ⅰの減額の限度は、50%とする。
- ③ 事業者の責めに帰すべき事由により、運営・維持管理業務委託契約に定める停止基準値の未達成が生じた場合には、①、②によらず、本施設を停止した日を起算日とし、当該未達成が解消されたことを本組合が認める日まで、年365日の日割り計算で固定費Ⅰの10%を減額する。

3) 運営業務に係る対価の返還

運営業務委託費支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、本組合への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ運営業務委託費が減額される状態であった場合、運営事業者は、減額されるべき運営業務委託費に相当する額を返還すること。この場合、当該減額されるべき運営業務委託費を本組合が運営事業者に支払った日から、本組合に返還する日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の違約金を付するものとする。

入札説明書添付資料-7 リスク分担

本事業のリスク分担については、以下に示すとおりである。

	リスクの種類	No.	リスクの内容	本組合	事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1)	事業者募集資料の誤り又は変更によるもの	○	
	契約締結リスク	(2)	本組合の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの	○	
		(3)	事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの		○
	法令変更リスク	(4)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(5)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	政治リスク	(6)	政策方針の変更による事業若しくは操業の中止又は費用の増大に関するもの	○	
	許認可リスク	(7)	本組合が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの	○	
		(8)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金リスク	(9)	事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの		○
		(10)	その他の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの	○	
	応募コスト	(11)	応募コストに関するもの		○
	議会リスク	(12)	本事業の実施に関する議会不承認	○	
	周辺住民対応リスク	(13)	本組合が事業者に対して提示する条件に関する周辺住民等の反対運動、訴訟若しくは要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの	○	
		(14)	事業者の提案内容に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの		○
		(15)	事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○
	第三者賠償リスク	(16)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等、施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの		○
		(17)	上記以外のもの	○	
	環境保全リスク	(18)	事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等の周辺環境の悪化又は法令等の規制基準の不適合に関するもの		○
	用地リスク	(19)	地中障害物、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	資金調達リスク	(20)	事業者において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの		○
		(21)	本組合において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの	○	

	リスクの種類	No.	リスクの内容	本組合	事業者
全期間共通	金利変動リスク	(22)	金利変動に伴う事業者における資金調達費用の増大に関するもの		○
		(23)	金利変動に伴う本組合における初期投資に係る資金調達費用の増大に関するもの	○	
	物価変動リスク	(24)	設計・建設・運営期間中の物価変動(インフレ、デフレ)に伴う事業者の経費の増減に関するもの		○
		(25)	設計・建設・運営期間中、一定範囲を超える急激な物価変動(インフレ、デフレ)に伴う事業者の経費の増減に関するもの	○	
	不可抗力リスク	(26)	天災・暴動等不可抗力によるもののうちの増加費用	○	
	債務不履行リスク	(27)	事業者の事業放棄、事業破綻に関するもの又は事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等に関するもの		○
		(28)	本組合の債務不履行、支払遅延等に関するもの	○	
	事故発生リスク	(29)	設計・建設・管理運営業務における事故の発生に関するもの		○
設計段階	測量・調査リスク	(30)	本組合が実施した測量、調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの	○	
		(31)	事業者が実施した測量、調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの		○
	設計変更リスク	(32)	本組合の指示・提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの	○	
		(33)	事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの		○
	計画変更リスク	(34)	本組合の事由による計画変更、遅延に関するもの	○	
	建設着工遅延リスク	(35)	本組合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		(36)	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
	工事費増加リスク	(37)	本組合の提示条件の不備又は指示による工事工程や工事方法の変更若しくは工事費の増大に関するもの	○	
建設段階	工事遅延リスク	(38)	事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○
		(39)	着工後の本組合の指示等、本組合の事由による工事の遅延に関するもの	○	
		(40)	事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○
	一般的損害	(41)	エネルギー回収型廃棄物処理施設の工事遅延による本施設工事遅延に関するもの	○	
		(42)	工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○
	試運転・性能試験リスク	(43)	試運転・性能試験(事業者実施)に要する廃棄物の供給等に関するもの	○	
(44)		試運転・性能試験(事業者実施)の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○	

	リスクの種類	No.	リスクの内容	本組合	事業者
運営段階	運営開始遅延リスク	(45)	本組合の指示、提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(46)	上記以外の要因に関するもの		○
	ごみ量変動リスク	(47)	施設許容量以内のごみの受け入れに関するもの		○
		(48)	施設許容量から著しく変動した場合の処理に関するもの	○	
	ごみ質変動リスク	(49)	想定ごみ質の範囲内のごみ質変動に関するもの		○
		(50)	想定ごみ質から著しく変動した場合の処理に関するもの	○	
	要求水準不適合リスク	(51)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの(設計・建設の瑕疵によるものを含む)		○
	不適物処理リスク	(52)	搬入される不適物の処理に関するもの	○	
	施設設備損傷リスク	(53)	施設設計・施工に関するもの		○
		(54)	施設・設備の老朽化、劣化に関するもの		○
		(55)	運営不備に関するもの		○
		(56)	収集車に関するもの	○	
		(57)	警備不備等による第三者の行為に関するもの(想定できない第三者の行為に関するものは除く)		○
		(58)	事故・火災等に関するもの		○
		(59)	搬入する処理対象物に関するもの(事業者の善良なる管理者の注意義務をもっても排除できない場合)	○	
		(60)	搬入する処理対象物に関するもの(事業者の善良なる管理者の注意義務違反の場合)		○
施設契約不適合リスク	(61)	事業期間中における施設の契約不適合に関するもの		○	